

門真市駅前地区市街地再開発組合告示第1号

門真市駅前地区第一種市街地再開発事業権利変換計画作成業務の 一般競争入札の実施について

門真市駅前地区第一種市街地再開発事業権利変換計画作成業務について、次のとおり郵便による一般競争入札を行いますので、公告します。

令和7年6月19日

門真市駅前地区市街地再開発組合
理事長 池尻 昌弘

記

1 入札に付する事項

- (1) 件名 門真市駅前地区第一種市街地再開発事業権利変換計画作成業務
- (2) 履行場所 別紙仕様書記載
- (3) 概要 次に掲げる業務
 - ア 土地・物件調書の作成
 - イ 権利変換計画の作成
 - ウ 新資産見込評価
- (4) 契約期間
 - ア 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (5) その他 本業務委託の入札は、予定価格を公表して行います。
なお、最低制限価格は設定しません。
予定価格 111,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本入札に参加できる者は、次に掲げる要件に全て該当し、その資格が確認された者となります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）に準じ入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成24年6月1日施行）に準じ入札参加除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (6) 令和7年度の門真市の測量・建設コンサルタント等委託業務の入札参加資格者のうち「都市計画及び地方計画業務」で登録があり、平成26年6月1日から申請締切日まで同種業務（市街地再開発事業に関する権利変換計画作成業務）の契約を締結し、確実に履行したこと。

3 入札参加資格の申請

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次のアからオまでの書類を提出し、本組合の入札参加資格の審査を受けなければなりません。

なお、期限までに次のアからオまでの書類を提出しない者は、本入札に参加することができません。

ア 一般競争入札参加申請書（様式A）

イ 配置予定主任技術者調書（様式B）

ウ 配置予定主任技術者の資格を証明する書面（登録証等）の写し

エ 配置予定の技術者との雇用関係を証明する書面（保険者番号及び被保険者等
記号・番号を黒塗り（マスキング）した健康保険証等）の写し

オ 2(6)の条件を満たす実績を確認することのできる書面（契約書等）の写し

(2) 一般競争入札参加申請書類（以下「申請書類」という。）の交付

申請書類は、門真市駅前地区市街地再開発組合ホームページ
(<https://kadamashiekimae.jp>) の「新着情報」交付します。

ア 交付期間及び交付時間

告示の日から令和7年6月26日（木）の午後5時30分まで

イ 交付場所

門真市駅前地区市街地再開発組合ホームページ上よりダウンロード

ウ 本入札の参加に係る書類

申請書類は、次のとおり交付します。

・ 交付書類

(ア) 仕様書

(イ) 一般競争入札参加申請書（様式A）

(ロ) 入札書

(ハ) 配置予定技術者調書（様式B）

(ニ) 質問・回答書（様式C）

(ホ) 積算内訳書（様式D）、内訳明細書（雛形）

(ヘ) 入札参加申請取下書（様式E）

(セ) 郵便入札開札立会申込書（様式G）

(テ) 立会人委任状（様式H）

(3) 申請書類の受付

本入札に参加を希望する者は、以下に指定する日時、場所及び方法で入札の
参加に必要な書類を、一般書留又は簡易書留郵便のいずれかで郵送すること
により入札参加申請を行うものとします。

ア 受付期間及び受付時間 3(2)アに同じ。ただし、郵送物は必着とします。

イ 受付場所

門真市新橋町3-1 門真プラザ10F 1007号室

門真市駅前地区市街地再開発組合 担当：瀬戸口宛て

電話 050（5526）1800（直通） F A X 050（5526）1861

(4) 入札参加資格確認の結果について

入札参加資格の確認は、提出された申請書類により審査します。

入札参加資格の確認結果については、入札参加資格を認めた者の数が指定する数に達したか否かのみをホームページ (<https://kadamashiekimae.jp>) に公表し、入札参加資格を認めなかった申請者には、理由を付してFAXにより、個別に別途通知するものとします。

なお、本公表及び通知を行うことで、入札参加資格を認めた者に対する資格確認結果通知に代えるものとし、入札参加資格を認めた者及び入札参加資格を認めなかった者の数並びに商号又は名称については、公表しません。

ア 公表日時 令和7年6月26日(木)

イ 開札日までに入札に参加する資格を失ったときは、その入札参加者の入札は開札しません。

ウ 入札参加資格の確認の結果は、提出された申請書類により審査し、その結果を書面にて下記の日時及び場所で交付します。

なお、入札参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して書面により通知します。

交付日時 令和7年6月26日(木)

交付場所 電子メールによる通知

その他

(㊦) 通知書の交付により本入札の参加資格があると通知を受けてから、入札日までに門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱に基づく入札参加停止等の処分を受けたときは、入札には参加できません。

(㊧) 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とします。

(㊨) 提出された資料は、返却しません。

(㊩) 通知書交付に当たって事前連絡はしません。

なお、通知書を受取に来なかったときは、入札に参加できません。

(5) 入札参加申請の取下げ

入札書類を郵送後に入札参加申請を取り下げる場合は、開札日時までに入札参加申請取下書(様式E)を持参又は郵送により3(2)アまで提出してください。郵送が開札日時までに間に合わない場合は、開札日時までにFAXにて送信の上、後日原本を郵送して下さい。

なお、入札参加申請を取り下げることなく、郵送した入札書及び積算内訳書のみを書換え、引換え又は撤回することはできません。

- (6) 仕様書及び別添書類に対する質問がある場合には、次のアに定める期間に次のイの問合せ先へ質問・回答書（様式C）を使用して、電子メールにて質問してください。また、電子メール送信後は確認のため、電話で送信した旨の連絡をしてください。

ア 期間

告示の日から令和7年6月23日（月）午後5時30分まで

ただし、送信後の電話確認については、午前9時から午後5時30分まで（日曜日、土曜日を除く）に行ってください。

イ 問合せ先

門真市新橋町3-1 門真プラザ10F 1007号室

門真市駅前地区市街地再開発組合 担当：瀬戸口まで

電話 050（5526）1800（直通） F A X 050（5526）1861

E-mail kadomashiekimae@gmail.com

ウ 質問に対する回答

門真市駅前地区市街地再開発組合ホームページ

(<https://kadomashiekimae.jp>) に令和7年6月24日（火）に掲載します。

4 入札保証金

免除します。

5 入札の執行

- (1) 本入札は、次のとおり執行します。

ア 日時 令和7年7月2日（水）午後1時必着

- (2) 入札の方法等

ア 入札の執行に当たっては、門真市駅前地区市街地再開発組合理事長により入札参加資格がある旨が書かれた通知書を必ず同封してください。同封がない場合は、入札に参加することはできません。

イ 入札執行回数は、1回とします。

ウ 落札決定に当たっては、入札書（様式1）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税

及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

エ 本入札は、通知書に指定する日時及び場所に郵送

なお、指定する日時に郵送物の到着が遅れた者は、本入札に参加できません。

オ 提出方法及び入札方法

提出書類を入れる封筒は原則、以下の規格のとおりとします。

入札書用封筒（以下、「内封筒」という。）の規格は、長形4号（90ミリメートル×205ミリメートル）とし、入札参加関係書類郵送用封筒（以下、「外封筒」という。）の規格は、長形3号（120ミリメートル×235ミリメートル）又は角形2号（240ミリメートル×332ミリメートル）とします。

(ア) 内封筒には、3(2)ウの入札書（様式1）及び積算内訳書の提出が必要な場合は、積算内訳書（様式D）及び内訳明細書を入れ、糊付けし、当該封筒の表面には入札件名、入札参加者の商号又は名称、代表者職及び氏名を記載し、「開封厳禁」と注意書きし、「入札書在中」と朱書きしたうえで、代表者印により封緘・封印してください。

(イ) 外封筒には、資格確認結果通知、及び内封筒を入れ、糊付けし、3(3)イの郵送先を記載し、「入札関係書類在中」と朱書きし、表面に入札件名、開札日、入札参加者の住所、商号又は名称、代表者職及び氏名を記載し、封緘してください。ただし、必要な記載がなされていない場合や必要な書類が同封されていない場合は、参加申請を受理できない場合があります。

(ウ) 外封筒により郵送するものとし、3(3)の郵送方法以外は受理しません。

(エ) 落札決定に当たっては、入札書（様式1）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額としますので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(オ) 本入札の入札回数は、1回とします。なお、1回の同一案件の入札に複数の入札書を提出した入札は無効となります。

(カ) 「差出控え」は、開札が終わるまで大切に保管してください。郵便物の配達状況は、郵便物の受領書に記載されている引受番号によって、郵便局へ

の電話又は郵便局ホームページで確認することができます。

(キ) 郵送された内封筒は、受領後、開札日時まで開封せずに保管します。

(ク) 資料の作成に係る費用は、入札参加者の負担とします。

(ケ) 郵送された提出書類は返却しません。

(3) 積算内訳書の提出

ア 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書（様式D）及び内訳明細書（雛形を使用すること。）を提出すること。

なお、提出しない場合には、入札は無効となります。

イ 提出された積算内訳書は返却しません。

6 開札の執行

(1) 本入札の開札は、次に指定する日時、場所において、立会人又は当該入札事務に関係のない1人以上を立ち合わせたうえで執行します。

ア 日時 令和7年7月2日（水）午後1時30分

イ 場所 門真プラザ1007号室

(2) 立会人の選任は、入札参加者で以下のアの期間内に、郵便入札開札立会申込書（様式G）をFAXにより送信した者の中から、受信順に2者まで選任します。

ア 立会人申込の期間

令和7年6月26日（木）午後5時30分まで

送付後の電話連絡は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）の間に行ってください。

イ 立会人 申込書の送付先

3 (3)イに同じ

ウ 入札を行った本人以外の者が立ち会おうとするときは、開札会に立会人委任状（様式H）を持参して提出するものとします。

エ 選任された立会人に対しては、原則、電話により連絡するものとします。

(3) 落札者の決定

ア 本入札においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって申込みをした者は、あらかじめ最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち 最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とします。

イ 最低額の同額入札が2者以上になった場合、くじにより落札者を決定するものとします。

7 入札結果等の公表

(1) 落札決定の結果通知は、落札者に対してのみ行うものとし、その他の入札参加者に対しては、次のとおり公表します。

ア 公表場所

ホームページ (<https://kadamashiekimae.jp>) にて、速やかに掲載します。

8 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 参加する資格を有しない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を提出しない者（入札保証金の納付を免除された者を除く）のした入札
- (4) 入札に際して談合等、不正行為を行ったと認められる入札
- (5) 所定の日時又は場所に提出しない入札
- (6) 記名押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不明瞭な入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (9) 内訳書の提出を求めた場合であって、提出された内訳書に記載された額と異なる価格でした入札
- (10) 内訳書等必要とする書類を添付しない入札
- (11) 予定価格又は最低制限価格を設定した入札において、予定価格を上回る価格での入札又は最低制限価格を下回る価格での入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

9 契約の締結

- (1) 契約書の作成を要します。
- (2) 落札者は、落札後速やかに本契約の締結の申出をしなければなりません。

10 契約保証金

契約の締結に際しては、契約金額の100分の5に相当する額以上の契約保証金を納めなければなりません。ただし、門真市契約に関する規則第21条各号に準ずるときは、契約保証金の納付を免除します。

11 支払条件 完了払い

12 契約規則の閲覧

門真市契約に関する規則については、門真市ホームページ(<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>)で閲覧することができます。

13 入札の延期又は中止

- (1) 次に該当する場合は、本入札を中止します。

ア 理事長が特に本入札について中止の必要があると認める場合、その他特別の事情がある場合

- (2) 大規模災害の発生等により入札会を行うことができない場合、その他特別の事情がある場合は入札日時を延期することがあります。

14 その他

- (1) 入札参加者は、実施要領、通知書及び関係する法令及び規則等を熟知し、かつ、遵守してください。
- (2) 本入札に関し、添付様式がある場合は、添付様式又はそれに準ずる様式を使用してください。
- (3) 元請負人、下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。ただし、契約金額5,000,000円未満のものについては、この限りではありません。
- (4) 元請負人、下請負人等は、契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けた際には、門真市駅前地区市街地再開発組合へ速やかに報告してください。
- (5) 下請負人等との契約締結に当たり、当該契約書には暴力団又は暴力団密接関係者との関わりが判明すれば契約を解除すること等、暴力団の排除に関する条項を盛り込むようにしてください。
- (6) 元請負人、下請負人等は、契約の履行を妨げる社会通念上不当な要求及び不当な介入を受けた際は、門真市公共工事等不当介入対応マニュアルの規定に準じ、適切に対処してください。
- (7) 入札行為及び契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱の入札参加停止措置要件又は、門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札参加除外措置要件に該当した場合は、当該規定に準じ、必要な措置を講じるものとします。

15 問合せ先

門真市新橋町3-1 門真プラザ10F 1007号室
門真市駅前地区市街地再開発組合 担当：瀬戸口まで
電話 050（5526）1800（直通） F A X 050（5526）1861
E-mail kadomashiekimae@gmail.com

以上